

吸収合併に関する事後開示書面

2024年1月4日

ランサーズ株式会社

2024年1月4日

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
ランサーズ株式会社
代表取締役 秋好 陽介

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2023年11月13日付で株式会社ワークスタイルラボ（以下「ワークスタイルラボ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、ワークスタイルラボを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収合併の効力を生じた日

2024年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項

(1) 吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法第784条の2）の経過

ワークスタイルラボは、当社の完全子会社であったため、本合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）の経過

ワークスタイルラボは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法第787条）の経過

ワークスタイルラボは、第1回乃至第5回新株予約権を発行していましたが、新株予約権買取請求手続の対象となる新株予約権は、2023年12月10日までに、全て存在しなくなりましたので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続（会社法第789条）の経過

ワークスタイルラボは、会社法第789条第2項の規定により、2023年11月22日付の官報において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行うとともに、2023年11月20日付で、知れている債権者に対し、各別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項
 - (1) 吸収合併をやめることの請求にかかる手続（会社法第 796 条の 2）の経過
本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、本合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）の経過
本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、反対株主の株式買取請求手続について、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議手続（会社法第 799 条）の経過
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により、2023 年 11 月 22 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申述はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、2024 年 1 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社であるワークスタイルラボの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項
別紙の通りです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2024 年 1 月 12 日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

(別紙：吸収合併消滅会社の事前開示書面)

吸収合併に関する事前開示書面

2023年11月22日

ランサーズ株式会社

2023年11月22日

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
ランサーズ株式会社
代表取締役 秋好 陽介

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

当社は、2023年11月13日付で株式会社ワークスタイルラボ（以下「ワークスタイルラボ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、ワークスタイルラボを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙の通りです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
合併対価の交付がありませんので、該当事項はありません。
4. 新株予約権の定め相当性に関する事項
吸収合併消滅会社であるワークスタイルラボは、第1回乃至第5回新株予約権を発行しております。
このうち、第1回新株予約権は、すでに消滅しております。
また、第2回新株予約権は、一部については、すでに放棄されており、残部については、
ワークスタイルラボの2023年11月22日付取締役会決議により、ワークスタイルラボが、2023年12月10日をもって、すべて無償で取得することとなりました。
さらに、第3回乃至第5回新株予約権は、同新株予約権の新株予約権者が、2023年12

月 10 日付で、すべて放棄することとなっております。

したがって、該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社に関する事項

ワークスタイルラボの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙の通りです。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

7. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

吸収合併契約書

ランサーズ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ワークスタイルラボ（以下「乙」という。）は、乙の権利義務の全部を甲に承継させる吸収合併について、以下のとおり合意し、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 吸収合併存続会社（甲） | 商号：ランサーズ株式会社
住所：東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号 |
| (2) 吸収合併消滅会社（乙） | 商号：株式会社ワークスタイルラボ
住所：東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号 |

第3条（交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際し、甲の株式を含めて一切の対価を割当交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第5条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在における計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を、効力発生日において甲に引き継ぐ。

第6条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（本契約において「効力発生日」という。）は、2024年1月1日とする。ただし、本合併の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務執行及び財産管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に相手方の同意を得た上で行うものとする。

第8条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日において乙が雇用している従業員全員を引き継ぐものとし、甲及び乙双方の従業員の労働条件の相違に関しては、必要に応じて、甲乙協議の上、調整する。

第9条（合併承認決議）

甲及び乙は、2023年11月13日までに、それぞれ取締役会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を得たことを確認する。

第10条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間に、天変地異その他の事由によって甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合又は本契約の目的の達成が困難となったときは、双方協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の承認を得られないときは、効力を失う。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年11月13日

甲 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
ランサーズ株式会社
代表取締役社長 秋好 陽介 ⑩

乙 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
株式会社ワークスタイルラボ
代表取締役 三浦 大治郎 ⑩

事業報告

第14期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

1. 会社の状況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社では、主要事業として法人向けにプロフェッショナル人材を紹介、サービス提供を行う事業を行っております。顧客企業からの依頼は、戦略策定やPMO、及び、IT、業務改善コンサルティング等の案件が多く、案件の約7割がコンサルファームから、残り約3割が事業会社からの案件となっております。当社では、これらの顧客企業から発注される人月単価が100万～350万円といった、高度な能力を持つ個人に特化したサービスを提供しております。なお、これらの個人の出身は、主にコンサルファームとなっております。プロジェクト期間は、3～6ヶ月程度の案件が中心となっております。

当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業の対象市場は、主にビジネスコンサルティングとITコンサルティングの両領域におけるコンサルティングサービス市場となります。これらの領域は、顧客企業である事業会社のグローバル化、及び、IT戦略の中核となっていることから、活発な需要を背景とした成長市場であり、現在では常に高度な能力を持つ人材が不足している状態であります。当社の主な顧客企業は、コンサルティング会社や事業会社、システム開発会社などであり、これらの企業において人材が足りない場合に、当社より外部人材を調達しております。

国内における労働力人口は不足傾向にあります。一方で、政府の働き方改革、近年のコロナウイルス蔓延に伴う急速なテレワークの普及などの影響により、コンサルティング会社に所属していたコンサルタントが独立し、フリーランスとして活動する優秀なプロフェッショナル人材が増加しています。国内の労働力不足が顕著になりつつある状況下で、当社では独立したプロフェッショナル人材に仕事と挑戦の場を提供するサービスを行うことで、日本経済を維持、成長させるために「組織・空間を超える働き方」を広げたいと考えております。

なお、当期は、期中（6月）において業界の競争力強化と事業拡大のため、株式会社ドリームインキュベータ（千代田区）からランサーズ株式会社（渋谷区）へ親会社が変わりました（株式全部譲渡による）。当該資本移動により、経営方針や戦略の変更、業務プロセスや社内組織の調整等大きな変革がありました。新しい親会社との連携により、今後は市場での競争力を強化し、新たな成長機会を追求することができるものと考えております。また、資本の強化により、当社の事業拡大や技術開発に必要な資金をより効率的に確保することができると考えております。顧客や取引先への影響は現時点において顕在化しておりません。

また、過年度より開発していたマッチング精度及びサービスレベル向上のための社

内プラットフォーム「PROMAS」をリリース（10月）することで、営業面では、さらにクライアントのニーズにより適切に対応できる体制を整えました。

他方で、上記資本移動に伴う一部従業員の退職等による営業人員体制不足及び主要な競合他社が市場での存在感を高めていることによる価格競争の激化等により、当期の売上高は 1,315,041 千円、売上総利益は 419,240 千円と昨期と同水準に留まりましたが、販管費の抑制による収益構造改善を図ることで当期営業利益はマイナス 11,958 千円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

単位：百万円

	11期	12期	13期	14期
売上高合計	968	1,103	1,327	1,315
売上総利益	197	309	420	419
営業利益	△ 3	31	△ 55	△ 12
資産の部合計	336	470	416	403
純資産の部合計	94	112	57	62

(3) 会社が対処すべき課題

昨今のコンサルタント業界では、以下のようなマーケット動向が見られます。

- ① デジタルトランスフォーメーションの需要増加: COVID-19 パンデミックの影響により、企業はデジタル化を促進し、ビジネスモデルの変革を迫られました。このため、デジタルトランスフォーメーションに関するコンサルティングの需要が増加しました。
- ② 持続可能性への関心の高まり: 環境問題や社会的責任に対する企業の関心が高まる中、持続可能性に関するコンサルティングの需要が増えました。企業は環境への影響を最小限に抑えるための戦略や取り組みを模索しています。
- ③ データ分析と AI の活用: ビッグデータの成長と AI 技術の進化により、企業はデータ駆動型の意思決定を重視するようになりました。データ分析や AI に関するコンサルティングの需要が増えています。
- ④ 仮想コラボレーションの増加: リモートワークの普及により、仮想コラボレーションツールの需要が増えました。コンサルタントもオンラインでのクライアントとのコミュニケーションやプロジェクト管理を行い、効率的なリモート作業環境を構築しました。

このような状況下において、さらなる事業拡大、及び、経営安定化のため、以下の重点施策に取り組んで参ります。

第一に取り組むのは、大企業クライアントとの取引拡大です。当社のサービスは従来のコンサルティングサービスを多く活用されている大企業ほど効果を発揮するサービ

スとなっております。一方で、まだフリーランスを活用することに対する抵抗感などから当サービスは広まりきっていない状況です。オンラインコンサルティングのサービスメニューや手厚いサポートを提供することによって、その状況を打破していきます。

次に、上記①～④にあるクライアントニーズに応える登録コンサルタントの拡大も重要な施策です。ここに対して、デジタルマーケティングを効果的に活用することによって、登録コンサルタントの数を拡大していきます。また、引き続きインサイドセールス部門による休眠登録者の掘り起しやリテン活動により、既存プロフェッショナルの稼働を活性化します。また、引き続き、親会社との協業・連携を通じて、ノウハウ、リソース等を共有することで効率的な市場拡大を目指します。

最後に、社内 DX の推進、社内開発中のマッチングプラットフォームのリリースによるオペレーションの効率化です。運用中の営業支援システムと会計システム、その他の周辺システムの連携により、現在の手作業によるオペレーションボリュームを低減させ、業務規模拡大に備えます。

2.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

体制：

- ① 業務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種会議で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程等に基づき、適切に付議します。
- ② 企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について経営会議または取締役会等で適切に審議します。

運用の状況：

- ① 業務執行にあたっては、会議体への付議事項を定めた規程等に基づき、取締役会及び組織横断的な各種会議で、総合的に検討したうえで意思決定を行っています。取締役会では、(1) 会社法および他の法令に規程された事項、(2) 定款に規程された事項、(3) 株主総会の決議により委任された事項、(4) その他経営上の重要な事項を決議事項とし、(1) 業務執行の状況、その他会社法および他の法令に規程された事項、(2) その他取締役会が必要と認めた事項を報告事項として定めています。
- ② 親会社が定める「内部統制システム構築の基本方針」及び「コンプライアンス委員会マニュアル」及び当社が定めるコンプライアンス方針等の精神に則り中長期的に持続的成長するガバナンス体制の実現を目的に、企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について経営会議または取締役会等で適切に審議しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

体制：

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程並びに法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させます。

運用の状況：

関係規程および法令に基づき、各担当部署に取締役の職務の執行に必要となる会議体資料や議事録等の情報を適切に保存及び管理させています。また、機密管理を含めた情報セキュリティ全般に対して推進体制や仕組みを整備しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

体制：

予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務及び予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準に基づき、適切に付議します。

運用の状況：

収益計画に基づき、費目ごとに各部門へ予算を割り当て、予算管理を行っています。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準に基づき、適切に付議しています。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

体制：

各組織の業務分掌を明確化するとともに、法令遵守及びリスク管理の仕組みを不断に見直し、継続的な改善を図る土壌を維持します。

運用の状況：

業務分掌の明確化を実施し、社内サイトで全従業員に対して公開することで、業務の見える化と、責任権限の透明性の向上を進めています。また、コンプライアンスに関する基礎知識の習得による全社コンプライアンス意識向上のため、全従業員を対象に教育を実施しています。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

以上

決算報告書

第 14 期

自 令和04年06月14日

至 令和05年03月31日

株式会社ワークスタイルラボ

損益計算書

自 令和04年06月14日

至 令和05年03月31日

株式会社ワークスタイルラボ

(単位：円)

科目	金額	
〔売上高〕		
売上高	1,037,857,648	1,037,857,648
【売上原価】		
仕入高	714,335,239	
合計	714,335,239	
売上総利益		323,522,409
【販売費及び一般管理費】		339,847,987
営業利益		△ 16,325,578
【営業外収益】		
受取利息	1,096	
雑収入	2,232,313	2,233,409
【営業外費用】		
支払利息	157,021	157,021
経常利益		△ 14,249,190
【特別利益】		
【特別損失】		
固定資産売却損	7,472	7,472
税引前当期純利益		△ 14,256,662
法人税・住民税及び事業税		△ 7,641,946
当期純利益		△ 6,614,716

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和04年06月14日

至 令和05年03月31日

株式会社ワークスタイルラボ

(単位：円)

科目	金額	
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	36,911,000	
給料手当	149,101,851	
賞与	18,832,293	
法定福利費	32,522,010	
福利厚生費	955,819	
業務委託費	17,435,024	
広告宣伝費	9,561,128	
交際費	808,125	
旅費交通費	1,140,218	
通信費	18,962,723	
水道光熱費	81,530	
修繕費	8,855,330	
消耗品費	857,733	
地代家賃	1,594,438	
保険料	561,803	
租税公課	221,410	
支払手数料	622,110	
支払報酬料	3,544,502	
会議費	1,494,893	
寄付金	30,000	
新聞図書費	57,764	
減価償却費	11,122,703	
採用教育費	13,816,147	
販売促進費	14,000	
諸会費	18,000	
賞与引当金繰入	10,725,433	
販売費及び一般管理費合計		339,847,987

株主資本等変動計算書

自 令和04年06月14日

至 令和05年03月31日

(単位：円)

株式会社ワークスタイルラボ

株主資本

資本金

当期首残高

1,000,000

当期変動額

新株の発行

10,000,000

当期末残高

11,000,000

資本剰余金

資本準備金

当期首残高

0

当期変動額

新株の発行

7,490,000

当期末残高

7,490,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

当期首残高

50,216,601

当期変動額

当期純利益

-6,614,716

当期末残高

43,601,885

株主資本合計

当期首残高

51,216,601

当期変動額

10,875,284

当期末残高

62,091,885

新株予約権

新株予約権

当期首残高

325,000

当期変動額

0

当期末残高

325,000

新株予約権合計

当期首残高

325,000

当期変動額

0

当期末残高

325,000

純資産の部合計

当期首残高

51,541,601

当期変動額

10,875,284

当期末残高

62,416,885

個別注記表

自 令和04年06月14日

至 令和05年03月31日

株式会社ワークスタイルラボ

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 10,530株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株

以上

監査報告書

私は、2022年4月1日から2023年3月31日までの株式会社ワークスタイルラボの第14期事業年度に係る計算書類およびその附属明細書を監査いたしましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第4条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年6月13日

株式会社ワークスタイルラボ
監査役 安川 久美子